
中小企業者等に対する 金融円滑化に向けた取組状況

平成25年11月11日

沖縄振興開発金融公庫

1. 中小企業等の金融円滑化に向けた取組方針

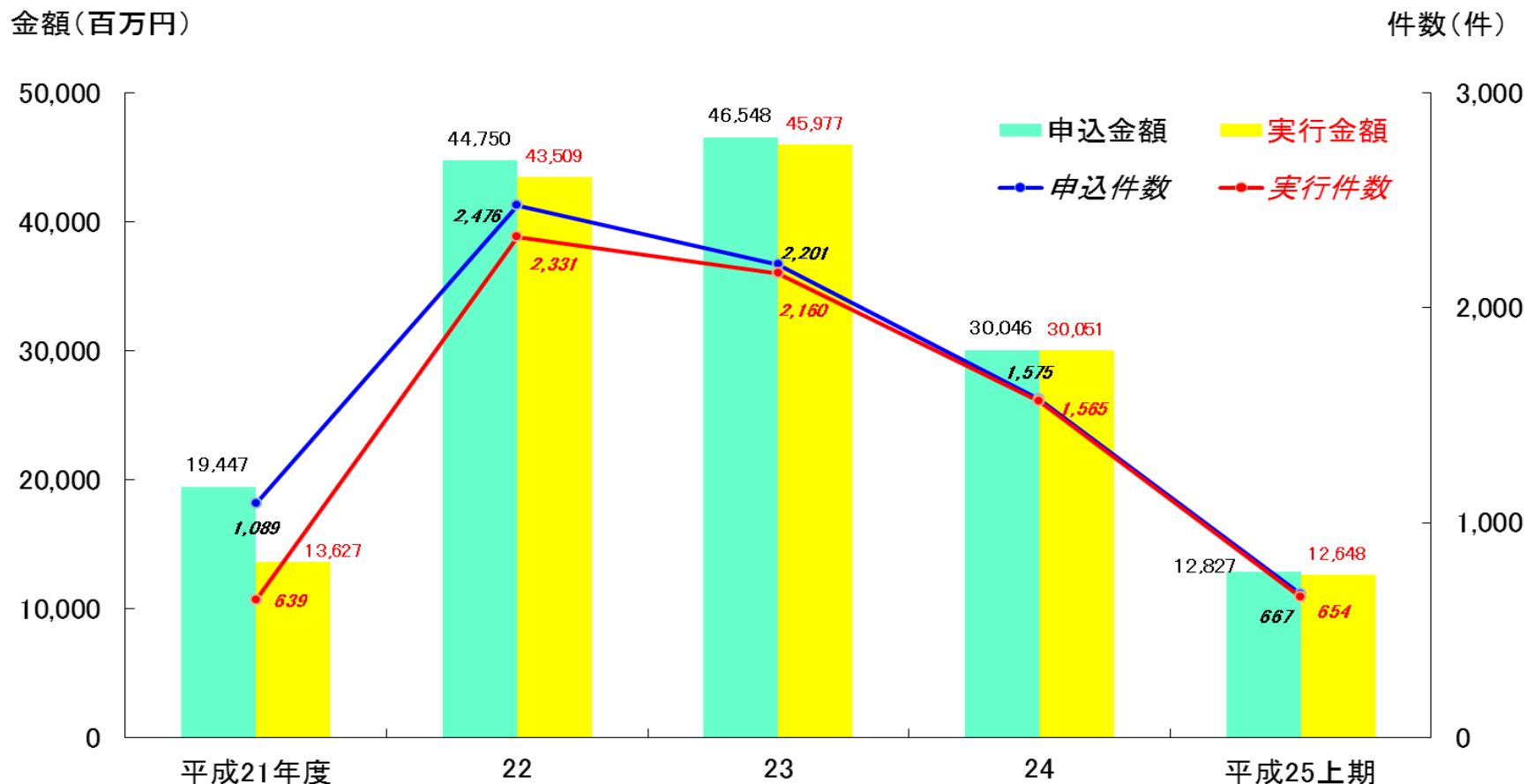
沖縄公庫は、これまでも政府の経済対策等と連携し、特別相談窓口の開設やセーフティネット貸付の推進、中小企業金融円滑化法の趣旨等を踏まえた貸付条件変更の対応等により、業況の厳しい中小企業者等の金融の円滑化を図るための支援を行ってきたところでありますが、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、中小企業・小規模事業者、農林漁業者及び住宅ローン借入者の皆さまの資金繰り対応について引き続き親身な対応等に努めます。

2. 基本的な対応

- (1) 中小企業等の金融円滑化について、引き続き貸付条件変更等に取り組みます。また、民間金融機関及び中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関との連携を密に図っていきます。
- (2) お客様の経営の実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善等に関する支援に引き続き取り組みます。

3. 貸付条件変更の実績について

金融円滑化法(平成21年12月4日施行)の施行以降の貸付条件変更の実績



注)平成25年度上期(4月~9月末)は速報値。

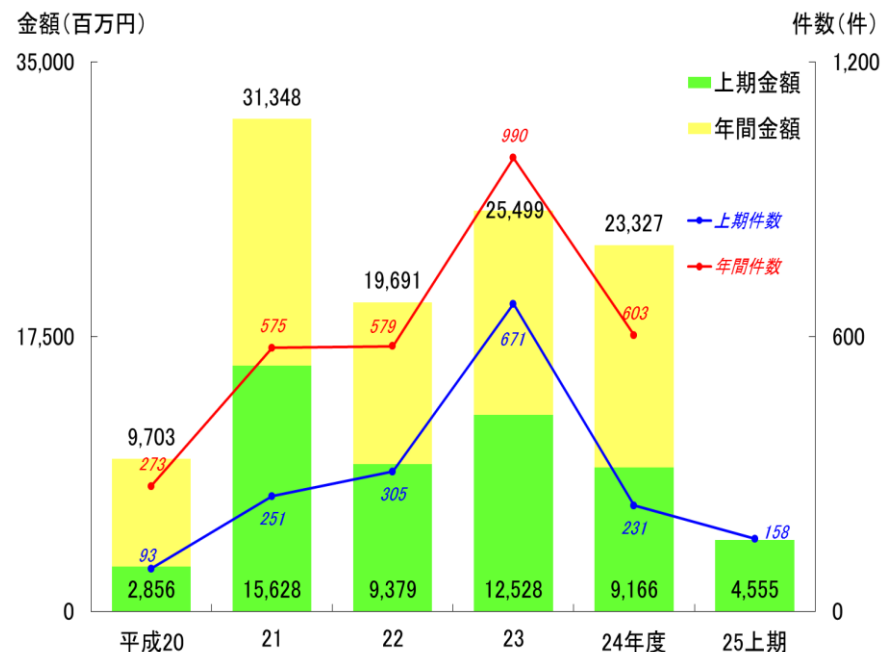
4. セーフティネット貸付等の実績について

(1) セーフティネット貸付

○セーフティネット貸付の概要

融資の種類	内容等	限度額
沖縄自立型経済発展 (非設備事業資金)	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている方などを支援	産業開発資金 所要資金の7割
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障を来している方などを支援	中小資金 4億8,000万円 生業資金 4,800万円 生衛資金 5,700万円
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方などを支援	中小資金(別枠) 3億円 生業資金(別枠) 4,000万円 生衛資金(別枠) 4,000万円
取引企業倒産 対応資金	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方などを支援	中小資金(別枠) 3億円 生業資金(別枠) 4,000万円
農林漁業セーフ ティネット資金	災害等により被害を受けた方又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障をきたしている方などを支援	農林漁業資金 600万円

○セーフティネット貸付の融資実績

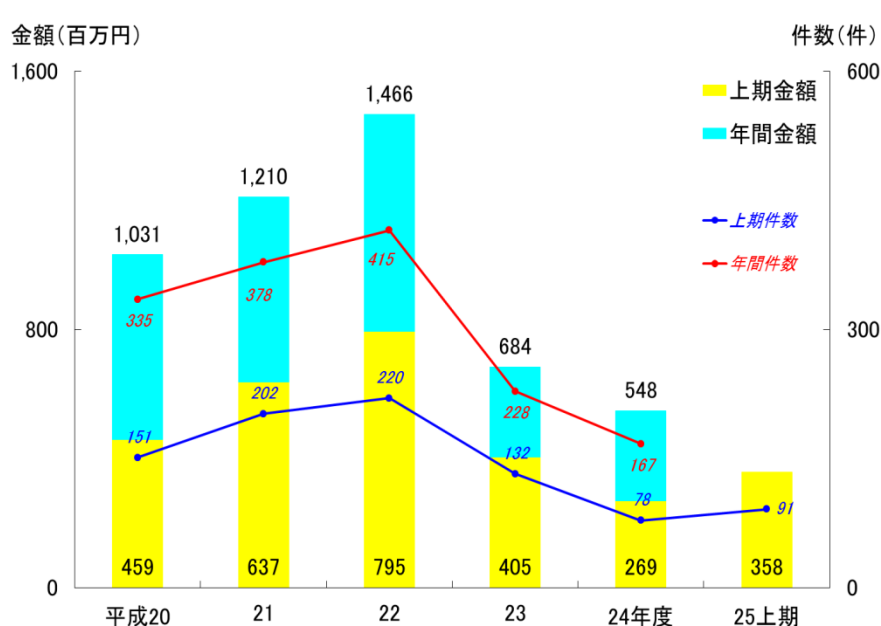


(2) 過度に担保・保証に依存しない制度の融資実績

①新創業融資制度(無担保・無保証)

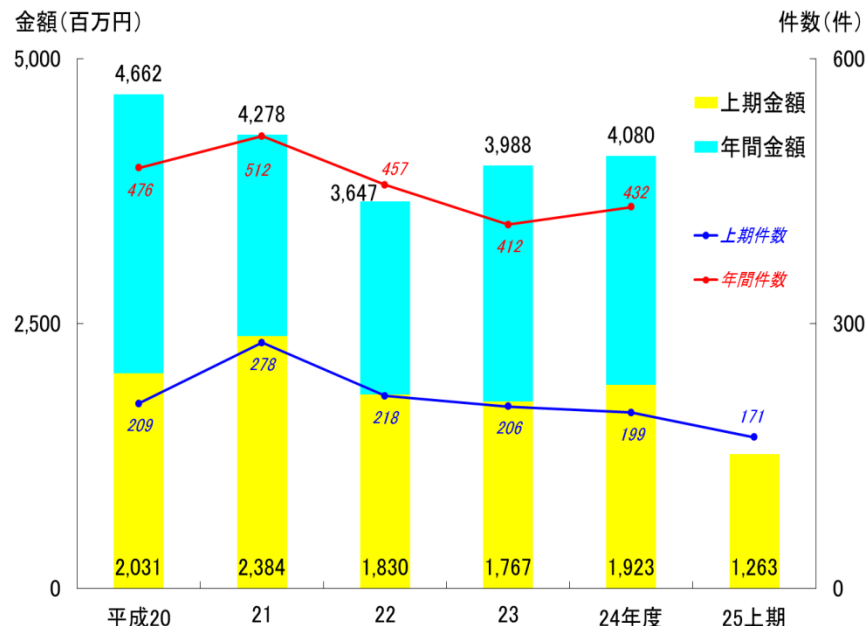
新たに開業する方又は開業して税務申告を2期終えていない方で、雇用の創出を伴う事業や、財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を営む方などに、開業時又は開業後必要となる資金を

1,500万円まで無担保・無保証人で融資する制度



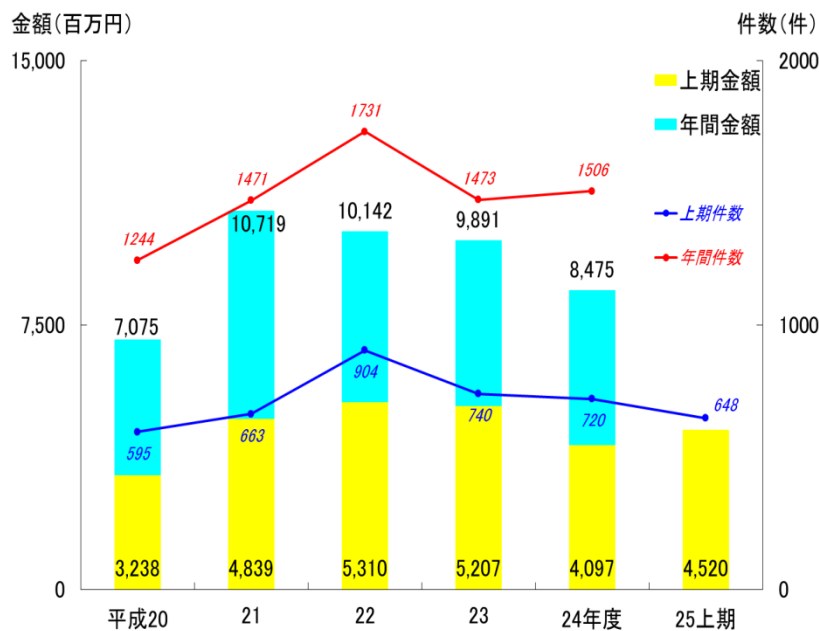
②第三者保証人不要制度

第三者の方に保証人を依頼することや担保を提供することを希望しない方に、経営者(共同経営者等を含む)の方を保証人として4,800万円まで融資する制度



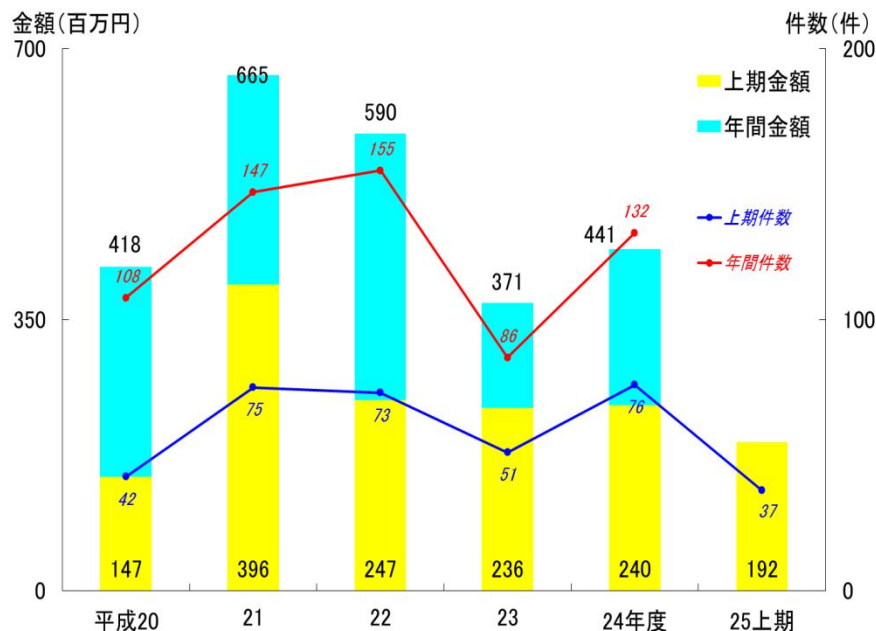
③小規模事業者経営改善資金貸付 (無担保・無保証) ～ マル経貸付 ～

商工会議所、商工会の実施する経営指導を受けている小規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方を対象にした無担保・無保証人の融資制度



④生活衛生関係営業経営改善資金特別 貸付(無担保・無保証)～ 衛経貸付 ～

生活衛生同業組合等の実施する経営指導に基づいて経営改善を行う方を対象にした無担保・無保証人の融資制度



⑤沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(無担保・無保証) ～ 沖縄貸付 ～

商工会議所、商工会の実施する経営強化指導を受けている特定模事業者(注)であって、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方を対象にした無担保・無保証人の融資制度(平成24年度創設)

注)商工会法第2条に規定する商工業者で、常時雇用する従業員の数が21人以上30人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については6人以上10人以下(ただし、宿泊業、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあつては6人以上15人以下))のものをいう。

【実績】

平成24年度	121件	1,476百万円
(平成24年度上期	39件	478百万円)
平成25年度上期	42件	581百万円

